

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月16日
【会社名】	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
【英訳名】	H2O RETAILING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒木直也
【本店の所在の場所】	大阪市北区角田町8番7号
【電話番号】	06-6365-8120(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 吉松宏之
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス14階
【電話番号】	06-6365-8120(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 吉松宏之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権証券) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1円 (第2回新株予約権証券) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 20,437,999,999円
	(注) 第2回新株予約権証券に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2024年5月15日現在における見込額(上限額)であり、実際の金額は第2回新株予約権の行使の際に決定する行使価額に基づき変動します。 また、新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は0円となります。 また、第1回新株予約権証券につきましては、第1回新株予約権証券に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が1億円未満であるものの、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が1億円以上である第2回新株予約権証券の募集と並行して行われる募集であることから、第1回新株予約権証券についても本有価証券届出書の訂正届出書を提出しております。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年5月15日付で提出いたしました有価証券届出書について、添付書類である自己株券買付状況を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

自己株券買付状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

(訂正前)

< 前略 >

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月28日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月29日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年4月3日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2024年4月19日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年5月15日に関東財務局長に提出

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月28日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月29日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年4月3日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2024年4月19日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年5月15日に関東財務局長に提出

<後略>

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」については、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所は以下のとおりであり、変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年5月15日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(後略)

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」については、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所は以下のとおりであり、変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月16日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(後略)